

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与を引いている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日（日）までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出		所在地 〒		給与支払者 (特別徴収義務者)		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		課税氏名 担当者 電話番号 内線		5年度 特別徴収指定番号 宛番号		6年度 特別徴収指定番号 宛番号			
フリガナ 氏名 生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日		新姓		特別徴収税額 (年税額)		(ア) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円		(イ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 月分から 月分まで 円		異動年月日 令和 年 月 日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 円		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 〒		特別徴収指定番号		担当氏名 電話番号		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
フリガナ		法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
------------	--	---------------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
------------	--

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検	

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L